

赤穂市監査委員公表第7号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年7月1日

赤穂市監査委員 寺田 榮 治
同 安 田 哲

記

- 1 監査の種類 令和8年度定期監査
- 2 監査の対象 市長公室・危機管理監
- 3 監査の期間 令和8年5月11日から令和8年6月30日まで
- 4 監査の範囲 令和6年度及び令和7年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められた。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

個別事項

1 企画政策課

おおむね適正であると認められた。

2 秘書広報課

おおむね適正であると認められた。

3 危機管理担当

おおむね適正であると認められた。